勧 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する 学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

第1 本年の給与改定等のための改正

1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を412,200円とすること。

イ 勤勉手当

- (ア) 再任用職員以外の職員
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分(特別管理職員にあってはそれぞれ0.95月分)とすること。

(4) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分(特別管理職員にあってはそれぞれ0.45月分)とすること。

- 2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正
 - (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

- (2) 期末手当
 - 6月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。
- 3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正
 - (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

- (2) 特定任期付職員の期末手当
 - 6月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。
- 4 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正

(給与構造改革における経過措置額)

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年山口県条例第104号)附則第16項から第18項まで及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年山口県条例第105号)附則第14項から第16項までの規定による給料を廃止すること。

第2 給与制度の総合的見直しのための改正

- 1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正
 - (1) 給料表

第1の1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 地域手当

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

級地	支給割合
1級地	100分の20
2級地	100分の16
3級地	100分の15
4級地	100分の12
5級地	100分の10
6級地	100分の6
7級地	100分の3

(イ) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける職員で医師又は歯科医師の資格を有するもの((ア)の1級地又は2級地の地域に在勤する場合を除く。)に係る地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

イ 単身赴任手当

- (ア) 単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。
- (イ) 再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

ウ 管理職員特別勤務手当

(ア)管理職手当の支給される職員が、災害の対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山口県条例第11号)第3条第1項、第4条及び第5条並びに学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年山口県条例第30号)第3条第5項、第7項及

び第8項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の 休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(4) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

第1の2の(1)による改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

第1の3の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

第3 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、第1の4、第2及び 第3の2については平成27年4月1日から実施すること。

2 経過措置

(1) 平成30年3月31日までの間における差額の支給

- ア 第2による改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。
- イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(アの職員を除く。) について、アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、アに準じて、給料 を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用 の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があ ると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、ア 又はイに準じて、給料を支給すること。

(2) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、第2の1の(2)のアの(7)中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、第2の1の(2)のアの($^{\prime}$)中「 $^{\prime}$ 100分の16」とあるのは「 $^{\prime}$ 100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(3) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、第2の1の(2)のイの(7)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

(4) その他所要の措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。